

# 令和3年12月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年12月24日（金）

## 議 事 録

会 議 名 令和3年12月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年12月24日（金）

開会時刻 午前10時25分

閉会時刻 午前11時30分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 蓮見 紳一

戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 15 名

欠席委員（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

議事録署名 小林 久夫 加藤 泰三

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年12月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全11名の出席でございます。

推進委員も全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：25開会）

議長

ただいまから、令和3年12月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、小林久夫委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号25番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号25番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和3年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた〇〇〇〇〇〇が自動車整備工場を建てる計画地の地盤調査のための一時転用になります。調査が終わりましたら、農地へ復旧するものです。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号25番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇と〇〇〇〇〇との中間にあり申請地としめしてあるところです。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておいておりますが、現在除外申請中である自動車整備工場の建築箇所の地盤調査を行うものです。調査終了後は農地に復旧いたします。

資料4ページ7ページは土地の全部事項証明書。

資料8ページは公図の写し

資料9ページから13ページは自動車整備工場の土地利用計画図、地盤調査を行う求積図、地盤調査計画書になります。

資料14ページから18ページは資金計画書、見積書、預金通帳のコピーです。原本については窓口で職員が確認しております。

資料19ページは復旧後の作付け計画書。

資料20ページから31ページは履歴事項証明書と定款。

資料32ページ、33ページは印鑑証明書。

資料34ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇〇から約450mのところに位置し、農地の広がりも4haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を確認してきました。以前農地転用の申請をしたところですが、この土地は以前はナシ畑で、自動車整備工場を建てるにあたって地盤調査ということですが、特に問題はないと思います。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

私も、前日現地確認しました。以前に申請が出されているところがございますので、秋山委員がおっしゃったとおり、以前はナシ畑だったということなので、問題はないかと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、25番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に番号26番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号26番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、総会前に行われた農業振興地域整備促進協議会でご審議いただいた（仮称）南公園予定地内における農地法第5条の規定による許可申請について農業委員会としてご審議いただくものです。関係資料の説明につきましては、農振協での説明と同様となりますので割愛させていただきます。それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇から約220mのところに位置しており、農地の広がりも5.0haで10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。第2種農地の転用は、立地基準におきましては、立地条件の合致と代替性が認められない場合は、許可をすることができるとされております。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明等については、先ほど行いました農業振興地域整備促進協議会で伺いましたので、割愛いたします。秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、26番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。番号27番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号27番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇に事業所をおいて〇〇〇を行っている〇〇〇〇〇〇〇が売買により土地を取得し、駐車場を移転する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第1号議案番号27番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇沿いで〇〇〇〇〇〇より南に進んだ斜線でしめしたところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇の〇〇の駐車場の西側に駐車場を借りて〇〇〇を行っておりますが、地権者から立ち退きを求められ移転を計画することになり、また、事業が拡大し、車両を増台する計画もあることから、既存の敷地よりも拡張した面積の駐車場を探していたところ、事業計画に合致する本申請地を選定したとのことです。

資料4ページ、5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し。

資料7ページから10ページは駐車場の設置に係る資料、既存駐車場の配置図、現況写真、土地利用計画図になります。

資料11ページから19ページは資金調達計画書、見積書、土地売買契約書、預金通帳のコピーです。原本については窓口にて職員が確認しています。

資料20ページは隣地同意書。

資料21、22ページは見沼代用水土地改良区からの意見書。

資料23ページから29ページは履歴事項証明書、定款。

資料30ページ、31ページは印鑑証明書。

資料32ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇〇〇〇〇から約470mのところの位置しており、農地の広がりも1.0haで10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請

につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を確認してきました。この場所は以前町で借り上げていて資材などが置いてありましたが、今現在は更地になっていて、下草などは刈ってある状況です。特に問題はないかと思えます。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

私も先日現地を確認してきました。以前は町の資材置場だったんですけど、きれいになっていて、除草もされていて問題ないと思えます

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、27番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、第2号議案、利用意向調査（案）について議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案、議案書朗読。

それでは、利用意向調査についてご説明いたします。この9月から10月にかけて皆様にご協力いただいた農地パトロールの結果、遊休農地と判定された農地については、農地法第32条第1項の規定により利用意向調査を行うこととなっております。昨年までは農地パトロールの結果、初めて遊休農地と判定された箇所が対象でしたが、農地法施行規則の改定により過去に利用意向調査を行った遊休農地に対しても利用意向調査を行うことになりましたので調査票を発送するにあたり、今回皆様にご審議いただくものであります。本来であれば、まずは農地パトロールの結果を集計してご報告すべきところですが、農地台帳システムの都合上まだ集計が完了しておりません。集計が整い次第航空写真等で図示した資料などで改めて皆様に配布する予定でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

では、関係資料をご覧ください。

1ページは令和3年度利用意向調査概要となっております。

二段目の調査対象面積とあるのが、今回利用意向調査を行う農地の総面積、つまり、今年初めて遊休農地と判定された筆と過去に意向調査を行った筆の合計であります。調査対象人数は共有名義を含めて161名、筆数は357筆であります。2ページは今回の対象地の一覧です。

2ページから8ページは対象筆のリストになります。

9ページは実際に送付する利用意向調査書の記入例です。

回答にあたっては10ページの注意事項を読みながら記入していただきます。

この調査の最終目的としては、農地中間管理事業の利用にうまくつなげるという狙いがあります。中間管理事業の利用意向が表明された農地についてはさいたま農林振興センターや県の農林公社、JAなどを交えて今後の活用について検討会を開き、中間管理事業が利用できそうな区域については本格的に担い手をさがしていくという方向で現在動いております。説明は以上になります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。利用意向調査（案）のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、利用意向調査（案）のとおり決定いたしました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしく願います。

中本事務局長

- 会務報告
- 農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

（事務連絡）

- 農業経営及び農地利用状況に関する調査の回収について
- 大根販売結果報告及び寄付について
- 営農継続支援助成金制度について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

1月25日、火曜日、上下水道庁舎、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

（11：30閉会）

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年12月24日

会 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_